

転居に関連するおもな手続き

下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください		手続き	必要なもの	該当	受付窓口	受付済
住所 戸籍	マイナンバーカードをお持ちの方	マイナンバーカードの住所変更	マイナンバーカード		1 階 1 番窓口 （市民課）	
	申請中のマイナンバーカードを受け取っていない方	マイナンバーカードが出来上がりましたら、新住所あてにお知らせします ※新住所を追記します				
	印鑑登録をしている方	住所は自動的に変更になります				
保険 年金	国民健康保険に加入している方	資格確認書または資格情報のお知らせの交付	旧住所の国民健康保険被保険者証（資格確認書）等		1 階 2 番窓口 （市民課）	
	→70 歳から 74 歳までの方	資格確認書または資格情報のお知らせの交付	旧住所の国民健康被保険者証（資格確認書）等			
	→各種認定証をお持ちの方	認定証の住所変更	・旧住所の限度額適用認定証 ・旧住所の限度額適用・標準負担額減額認定証 ・旧住所の特定疾病療養受療証等			
	年金を受給中の方	年金の抑止の確認 ※共済年金の方は共済組合へ				
高 齢	75 歳以上の方 または 65 歳以上で後期高齢者医療保険に加入している方	新しい後期高齢者医療資格確認書の交付（後日郵送）	旧住所の後期高齢者医療資格確認書等		1 階 6 番窓口 （高齢者支援課）	
	介護保険証をお持ちの方 （65 歳以上または要介護認定を受けている方）	介護保険証の住所変更	旧住所の介護保険証			
	→各種認定証をお持ちの方	認定証の住所変更	・旧住所の負担割合証 ・旧住所の負担限度額認定証等			
障がい	障がいの手帳をお持ちの方	各種手帳の住所変更	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳等		1 階 8 番窓口 （福祉課）	
	重度心身障がい者の医療費受給資格をお持ちの方	重度心身障害者医療費受給者証の住所変更 ※変更届の提出が必要	重度心身障害者医療費受給者証（交付されている方） ※同意書や認印が必要な場合があります			
	自立支援医療をお使いの方	受給者証の住所変更申請	・更生医療受給者証 ・育成医療受給者証 ・精神通院医療受給者証			
	障がい福祉サービスをお使いの方	障がい福祉サービスの住所変更	障がい福祉サービス受給者証			
	特別児童扶養手当を受給している方	特別児童扶養手当の住所変更	※受付窓口でご相談ください			
こども	小学生・中学生のお子さんがいて、通学区域が変わる方	転校手続き	前の学校で発行された ・在学証明書 ・教科用図書給与証明書 ※上記の書類を学校へ提出		4 階 4 － 1 番窓口 （学校教育課） 該当の小・中学校	
	児童手当を受給している方 （0 歳～高校生世代）	住所変更	子どもの健康保険証（資格確認書） （子どもと別居しているとき） ※公務員世帯の方は、勤務先へ申請してください		1 階 7 番窓口 （こども未来課）	
	児童手当を受給していて、児童と異なる住所に住む方	別居監護の申立 ※同月中に同居になる場合は不要				
	子ども医療費受給者証をお持ちの方 （0 歳～高校生世代）	子ども医療費受給者証の住所変更	子ども医療費受給者証 ※同意書や認印が必要な場合があります			
	保育園等に入園しているお子さんがいる方	住所変更				
	ひとり親家庭等に該当している方 ※世帯構成に変更がある方は、別に手続きが必要になる場合があります	児童扶養手当の住所変更 ひとり親家庭等医療費受給者証の住所変更 ※変更届の提出が必要	※受付窓口でご相談ください ひとり親家庭等医療費受給者証 ※同意書や認印が必要な場合があります			
税・料金	上下水道を使用する方、または使用をやめる方	使用開始申込み及び使用中止届	お電話・インターネット・市公式 LINE でお手続きできます		2 階 2 － 7 番窓口 （水道局お客様センター） 0966-22-5497	
	税や料等の納付について相談される方	納付相談			1 階 4 番窓口 （税務課）	

その他	防災ラジオの変更（校区が変わる方）	防災ラジオ申請事項変更届	防災ラジオ		3階3－8番窓口 （防災課）
	町内会への加入のご案内	・チラシ「町内会はあなたの参加を待っています。」			1階5番窓口 （地域コミュニティ課）
	市営住宅に入居を希望する方	市営住宅入居の相談	※入居者が増減する場合、必ず届出が必要です 受付窓口でご相談ください		2階2－1番窓口 （住宅政策課）
	市営住宅を退去する方 または市営住宅に同居する方	市営住宅の退去手続き または市営住宅の同居手続き			
	犬を飼っている方	犬の登録事項変更届			2階2－9番窓口 （環境課）

人吉市役所

〒868-8601
人吉市西間下町7番地1

市役所代表電話
0966-22-2111

開庁時間 午前8時30分～午後5時15分
※木曜日のみ窓口業務を午後7時まで延長
（土曜・日曜・祝日、12月29日～1月3日は閉庁します）

市公式HP → 

市公式LINE → 



みんなが幸せを感じるまち。
ずっと住み続けたいまち。
ひとよし

手続きチェックシート 転居

人吉市内で引越しされた方へ

転居届

住み始めた日から14日以内に届出してください

《届出に必要なもの》

- ・お持ちの方は「マイナンバーカード」または「住民基本台帳カード」
- ・外国人の方は「在留カード」または「特別永住者証明書」



関連する手続きは内側にあります

必要な書類がそろわない手続きは、
後日あらためてご来庁いただく場合があります。

忘れずにお持ちください

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

<官公署が発行した、顔写真付きで身分を証明できるもの、免許証、許可証>

1点で
本人確認
できるもの



運転免許証 マイナンバーカード

そのほか

- ・パスポート ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証等

確認に
2点が必要なもの

- ・健康保険証（資格確認書）
- ・年金手帳※ ・介護保険証
- ・顔写真付きの社員証、学生証等

※年金手帳は令和4年4月1日に廃止されましたが、引き続き本人確認書類としてご利用いただけます。

代理人の方が手続きするときは

1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。